

親亡き後の子どもの生活費をどのように準備する？

～心身障害者扶養保険(共済)制度について～

テーマ制度・財産管理

障がいがあるお子さんがいるご家庭の不安の一つに、「自分が亡くなった後、子どもは生活費に困らないだろうか？」ということがあります。

親が元気なうちは、贈与などを活用して、子の老後のために資産形成を意識的にすることも可能です。

しかし親が定年退職をして年金暮らしになってくると、自分自身の生活のことも気になり始めてしまい、そこから「子供の資産形成のサポート」をすることは難しくなってきます。

というわけで、親御さん自身は、30代、40代の頃から「自分が亡くなった後」に備える意識が高まってくる傾向にあると言えます。

ではどのような方法で「親の亡き後、子の経済的サポート」ができるのでしょうか？

まず思いつくのは、親の死亡時に保険金が支払われる生命保険に加入するという対策です。

この生命保険を活用する場合に気をつけたいのは「一般的な掛け捨ての定期保険では賄えないかもしれない」ということです。

通常の死亡保険は「子が成人になるまで、または子が経済的に自立するまで」の保障を目的とすることが多く、親が平均寿命まで生きることを想定するならば、掛け捨ての定期保険ではなく、終身保険を活用することになります。ただ、この終身保険、保険料が掛け捨ての定期保険と比較して割高になる特徴があるので、実際の家計の中で保険料の負担が可能かどうかを考慮したうえで加入することをお勧めします。

そしてもう一つご紹介したいのが「心身障害者扶養保険(共済)制度」です。

これは知的障害などのあるお子さんの「保護者」が加入できるという制度で、都道府県などが実施主体となり「保険制度」を作り上げているものです。

制度の内容は、保護者が契約年齢に対応した保険料を支払い、保護者が死亡または重度障害状態に該当していると認められた場合に、加入口数に応じた年金が子に支払われるという仕組みとなっています。

一口加入の場合は毎月2万円、二口加入の場合は毎月4万円の年金がお子さんに支払われ、この年金はお子さんが死亡するまで続きます。(つまり終身の年金保険と言えます)

この制度の特徴をいくつか挙げると、以下のようになります。

- 掛け金は一定の条件で免除になる(支払いをしなくてよくなる)
- 保護者の経済状況によって掛け金の減免がある(自治体により異なる)
- 掛け金の全額が所得控除の対象になり、所得税や住民税の軽減につながる
- 子が受け取る年金には、課税がされない

また、障害のあるお子さんがお金を一度に受け取ることを避けられるので、親が亡くなった後の資産管理もしやすくなる、というメリットもあります。

詳しくは「独立行政法人福祉医療機構(WAM)」のホームページをご覧ください。

<http://www.wam.go.jp/hp/cat/sinsinsyogaihoken/>

親が亡くなった後の、お子さんの経済的な状況をイメージするのは難しいかもしれませんが。

しかし、お金の準備は「その時」が来てからではできないのも事実です。

だからこそ、今からできる準備をご検討されることをお勧めします。

※無断転載禁止